

第2回大阪市住居における物品等の堆積による

不良な状態の適正化に関する審議会

日時：平成26年12月25日

開会 午後3時00分

○事務局（松井代理） お待たせをいたしました。定刻がまいりましたので、ただ今から、第2回大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する審議会を開催させていただきたいと思います。

委員の皆様には大変お忙しいところご出席をいただきありがとうございます。議題に入りますまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきます。

初めに、ただ今ご出席をいただいております委員の皆様方は6名でございます。「審議会規則」第4条第2項の規定により、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、田川委員におかれましては、本日、所用のためご欠席されております。

ここで、傍聴者の方をお願いいたします。お配りいたしております傍聴要領に従っていただきまして傍聴くださるよう、お願いいたします。私語、雑談は議事進行の妨げになりますので謹んでいただくようよろしくお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方につきましては、電源を切っていただくかまたはマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

報道関係者の皆様には、あらかじめ事務局からご説明いたしましたとおり、会議の進行の妨げにならないよう、取材をお願いしたいと存じます。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本日、J：COM関西メディアセンター様が、中川会長の許可を得て取材を行っておりますので、ご報告をさせていただきます。

それでは、開会にあたりまして、大阪市福祉局生活福祉部長の久保よりごあいさつ申し上げます。

○久保部長　ただ今ご紹介いただきました福祉局生活部長の久保でございます。本日は環境局、福祉局、両局を代表いたしまして一言だけごあいさつを申し上げたいと思います。

第2回の審議会の開会にあたりまして、中川会長をはじめまして、委員の皆様方には、年末のご多忙な折りにも関わりませずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から大阪市政各般にわたりまして、ご理解お力添えを賜っておりますことに対しましても、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

さて、いわゆる「ごみ屋敷」の課題の対応でございますけれども、これは堆積物を片づけるということだけではなくて、必要に応じまして、やはり原因をつくりだしている堆積者に対しまして、福祉的な支援をあわせて講ずることが必要であると考えておりまして、そのことによりまして問題の解決や再発防止に努めるものということを伝えております。

したがいまして、堆積者への対話と説得を重ねることを基本といたしながら、原状回復を図ることといたしておりまして、現在各区役所におきまして、さまざまなアプローチを試み、また、すでに解決に至っているものもあると聞き及んでおります。

本日の第2回審議会におきまして、7月に開催されました第1回審議会であっただいいたしましたさまざまなご意見を踏まえまして、市内におけます実態の把握状況、また他都市での先行事例などにつきまして、事務局よりご説明をさせていただきたいと思っておりますので、委員の皆様方におかれましては、「ごみ屋敷」の課題解決の取り組みの推進に向けまして、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

今後、委員の皆様方には、区役所での取り組みが進むに従いまして、さまざまな事例に基づく諮問が寄せられ、審議をお願いすることとなるかと存じますが、どうか活発なご審議を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げまして、簡単ではございますが

開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

○事務局（松井代理） ありがとうございます。

それではここで、本日の資料につきまして確認をさせていただきます。初めにお配りしております資料をご覧ください。

初めに、本日の「次第」でございます。

次に、「委員の方々の名簿」、本日の審議会の「配席表」、「審議会規則」、「傍聴要領」でございます。

さらに、ホチキス止めしております資料『大阪市のいわゆる「ごみ屋敷」の現状について』。「他都市の状況について」、これも一枚ものであります。最後に、「経済的支援にかかる要件・審査資料・審査基準（案）」、これもホチキス止めしております資料でございます。

以上の資料がそろっておりますでしょうか。ご確認お願いいたします。

それでは、これ以降の議事につきましては、中川会長に進行をお願いしたいと存じますので、会長、よろしくお願いいたします。

○中川会長 中川でございます。委員の皆様にはよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、議事に入らせていただきます。大阪市のいわゆる「ごみ屋敷」の状況等について、まず事務局からご説明をお願いいたします。

○金箱事業管理課長 事務局を仰せつかっております、環境局事業管理課長、金箱でございます。

私のほうから、今、会長が申されました一つ目の議題、大阪市のいわゆる「ごみ屋敷」の現状についてということで、こちらの資料に基づきましてご説明をさせていただきます。なお、座らせていただいてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず「ごみ屋敷」の件数の推移、これを表にまとめております。平成25年3月末

時点、これが上段でございますが、これは「ごみ屋敷」の条例をつくる前に、各区において現状というか、各区で相談を受けている件数を、アンケート的な形で調査した件数でございます。今回、26年8月末時点、前回の第1回の審議会で各委員の先生方より、まず今どうなっておられるかということについてのご質問がございましたので、再度、中身というか内容につきましては同じ様式ではございませんけれども、調査した結果、95件というのが8月末時点でつかんでおる件数でございます。

1枚目が件数を書かせていただいた表でございます。その裏の2ページ以降が集計した結果ということで、それぞれの項目についてコメントをさせていただいております。すべてについて逐次ご説明する時間はちょっと省略させていただきますが、ポイントとなる点につきましてご説明をさせていただきたいなと思います。

まず3ページ、上のところに原因者と書いておるものがございます。

①年代、②住まいの状況ということで、以下、4ページ以降につながるのですが、年代につきまして、年齢層でございますが、これは前回も「50歳代」以上ということで、今回四角囲みで囲んでおるところに、括弧書きの件数と普通の件数、括弧書きの件数は前回の件数ということでご理解いただきたいのですが、前回も「60歳代」「70歳代～」が占めておりまして、今回もその傾向はかわっておりません。

次に、②の住まいの状況でございますが、25年3月、前回の時点では、イのアパート・マンションの集合住宅が一番多く数を占めておりましたが、今回につきましては、一戸建てとかわっております。したがって、この傾向というのはどういうふうになるかというのは、今後もこういう形で確認をしていかないとつかめませんけれども、必ずしも集合住宅に限る、一戸建てに限るという傾向ではないのかなということを、2回の調査でございますけれども、感じておるところでございます。

続きまして4ページにつきましては、どういうふうな同居人の有無、地域の関わりということで、暮らし方でございます。これにつきましては、前回もひとり暮らし、

近隣と関わりあいがない、③④でございますけれども、今回も同じような傾向がございます。したがって、ここの段階で言いますと、ご高齢の方で、ひとり暮らし、近隣の関わりあいがないという方がやはり中心を占めるということの傾向はあるのかなと思っております。

6 ページ、「ごみ屋敷」の態様でございます。ごみの集積状況、4-①でございますが、「建物の中」というのが圧倒的に中心を占めると。②こういった形で「ごみ屋敷」を形成されるのかについては、前は、「捨てられない」「ごみを集めてくる」といったことが大体ありましたけれども、今回は、「捨てられない」というのが一番多くて、「集めてくる」は、若干数が前回に比べて少なくなっておったというか、全体の割合としては減っておるなという状況でございます。

ほかにもいろいろ項目を分類して書いておりますが、時間の関係もございます、アンケートの中身というか調査実態につきましては以上のような形で、おおむね前回の高齢者、ひとり暮らし、近隣との関わりあいがない、ごみを捨てられない、家の中に蓄積されているという傾向は引き続きあろうかという傾向でございます。

簡単ですけれども、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中川会長 ありがとうございます。

それでは、今のご報告につきまして、委員の先生方のほうからご質問とかご意見等を受けてまいりたいと思います。ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

口火を切るということで、私のほうから簡単なお質問からですが、このアンケートというか、集計結果を拝見いたしますと、この半年といいますか、この間に、解決と言うたらかしいですけど、いわゆるかぎ括弧でいう「ごみ屋敷」ですが、その件数から落ちたものも相当数あったということでよろしいでしょうか。

○金箱事業管理課長 アンケートで、この資料にはつけておりませんが、単純に77件が増えていったということではございません。その中で話し合いというか、本人さんの、自分からとか、地域の方で、今回の95件の中に含まれてない件数もあ

るというふうに考えております。

○中川会長　　今、いわゆる対策会議といいますか、そういったような正式な名前になるのかどうかわかりませんが、そこまでに達していないという、までもという意味合いでお聞きしたらよろしいでしょうか。

○金箱事業管理課長　　対策会議の実施状況までは、申しわけございません、事務局としてもつかんでないのが実情でございます。ただ、それぞれで相談を市民から受けた場合、関係先、福祉関係者とか地域の役員さん等には、当然個別にいろいろと状況を聞いたり、そういう聴取しておりますので、対策会議という名目ではそういう開催は少ないと思いますが、それに準じたいいわゆるケース会議と申しますか、そういうことは順次進めていただいていると聞いております。

○中川会長　　ありがとうございます。

委員の先生方、どんなことでも結構ですので、ご質問どうぞ。

○福岡（雅）委員　　まず質問なんですけれども、この調査していただいているものの調査票みたいな、白票のようなものはおつくりになって、そこに各区役所のご担当者が回答を書き入れるというようなことなのか、聞き取り調査を事務局サイドでされたのか。

調査のやり方はどういうふうにされて、その結果が、今、どんなふうにお持ちなのか、エクセルの一覧表になっているとかですね、どういう状況なのか教えていただけますか。

○金箱事業管理課長　　今、委員からのご質問、アンケート調査票というのは作成いたしております。その中で、先ほども、2ページ以降についておる項目を記載して、それがあるとかないとか、そういうような形で回答。ある・なしで答えられない、例えば「いつから確認できましたか」とか、年代とかについては、それぞれ分類という形での調査票を各区に配布いたしまして、それに基づいて報告を受けて、今回まとめたのがこちらということで、個別の表までというか、個別の集計までつけておらない

のは申しわけございませんけれども、それに基づいてまとめたのがこの2ページ以下ということで、ご理解いただきたいと思います。

○福岡（雅）委員　　そういうデータが今後また、例えば年1回とかこういう調査をされるとしますので、前に調査したところがどうか変わったかみたいな、うまくいったところとかいってないところというのは、一体どういう状況でどうなったというのを振り返って見ることができるような調査票、あるいは調査結果の持ち方ですね、保存の仕方とかになっていけばいいなと思ひまして、先に確認させていただきました。

個別の調査票、それ自体がたぶん対象案件ごとのカルテみたいな感じで取り扱って、今後の対策に役立てていただいたらいいのかなと思ひました。

○金箱事業管理課長　　はい、ありがとうございます。

福岡委員からの今のご指摘、当然、長い時間かけて解決というか、対応していかないといけないというのが、この「ごみ屋敷」の案件だと認識しておりますので、その点、調べて終わりということできずに、次のステップに生かせるような形で今後保管していくよう、私ども事務局ももちろんのこと、前回の審議会から今回にかけても、それぞれの実態というのは、私どもも必ずしもつかんでいるわけではございませんでしたので、各区との意見交換をして、今回の第2回審議会に臨んでおりますので、今回審議会ですんなり意見をいただいた上、また各区にフィードバックしていきたいと思ひます。

したがいまして、今までのようなご意見とか、それから「ごみ屋敷」に関して、本日は具体のそういう絵姿とかお示しはちょっと、いろいろ区のほうの交渉の中身ということもありまして、お示ししてないんですけれども、どういったところをそれぞれの委員の方々が見ていこうとか、こういうところについて、区としても事務局としても観点を持って取り組んでほしいといったご意見もいただければ、それを持って、また次の「ごみ屋敷」の事業について、業務について生かしていきたいと思ひますので、そういった点もご意見いただければなと思ひますので、よろしくお願いいたします。

す。

○中川会長 はい、どうぞ。

○山中委員 大阪市社会福祉協議会の山中でございます。

5ページの⑥障がいの有無のところをちょっと拝見させていただきますと、精神障がいの方が9件、身体障がいの方6件、知的障がいの方2件で、合計17件という数字になります。かなり高いウエイトを占めており、6ページの②「ごみ屋敷」が形成される原因の、「自分でごみが捨てられない」というところで、「玄関先まで具体的に持って出れない」、「粗大ごみ等で処理費用がかかるので捨てられない」ということもあります。障がい者関係の施策を使って、例えば、ヘルパーさんの活用も考えられますので、何とか解決の道があるのではないかなと感じましたので、意見を述べさせていただきました。

○金箱事業管理課長 はい、ありがとうございます。

そういったことの部分も、先ほどの対策会議やケース会議において、こういう条例を使うんじゃないしに、今、施策でできることをやっていくことによって、少しでも状況が改善できる方法があるんじゃないかというようなご意見かと賜りましたので、そういったことも含めて、このあといろいろと各区の状況も、私ども確認しないといけませんので、その中で生かしていきたいと思います。

○福山委員 委員の福山です。

報告していただいたんですが、各件数に対して、付近の住民の方からの被害者数というかどの程度、1件に対して被害・苦情を感じている人がおられるのかというのは、その件数によってかなり、それぞれ違うと思うんですけども、20人とか10人とか5人とか1人とか、いろいろあると思うんですが、そういう被害の規模というか、そういうのもこういう調査の中にまとめていただいたらよりよかったかなと、ちょっと思いました。

○金箱事業管理課長 人数とか、そこまでは確かにお示しはできてないのかと思う

のですが、条例で周囲に及ぼす影響があることによって対策を立てていこうと、そういう目的がございますので、9ページあたりに、周辺でどのようなお感じを持っておられるかというようなことについては、ちょっと触れておるところでございます。

ただ、問題は、1人の方がそう思っておられるのか、例えば多数の方が思っておられることによって、やっぱりそこらへんは違うと思いますので、そういったことも踏まえて、このところについてもう少し分析をして、それでその案件がどうかということも確認をする必要があるのかなと。今の福山委員からのご質問については、そういうこともやっていかないといけないやろなと思っております。ありがとうございました。

○塩谷福祉活動支援担当課長 ちょっと意見を述べさせていただきます。

被害の状況でございますが、住居の態様、一戸建てか集合住宅か、あと、被害の内容といたしまして、9ページの上に書かせていただいていますような、火災の発生の問題なのか、臭気とか害虫というような問題なのか、これによって広がりかなりかわってくるかと思えます。恐らくは個別ケースぐらいまで掘り下げて、分析類型化は必要かなと思っているのですが、ちょっとまだ類型化の切り口が、ざっくり申し上げましたけれども、整理しきれてない状況でございますので、整理をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。失礼しました。

○黒坂会長代理 何点かお聞きしたいのですけれども、まず前提として、回答者の数95、こちらのア＋イが95ということで、一応全部把握をしたということで考えて。ただ、不明というのは結構ありますよね。この不明は調べてもわからなかったのか、それとも回答がいただけていないのか。

あるいは不明でも、6ページの不明は、エの不明は一番件数多くても43件、一番下に記載してあるのですが、例えば7ページの不明は34件で、2番目に記載してありまして、あと7ページのもう1個下の、ごみを集めてくる場所の不明は、一番上に書いてあるのですが、不明の差異は、何か記述に意味があるのでしょうか。

○塩谷福祉活動支援担当課長　基本的に、区役所の職員等が外から見てわかる情報と、ご本人、堆積者との会話の中でわかる情報と、それぞれございます。外形から見てわかる部分については不明というのはかなり押さえられるんですけども、ご本人と話をし初めて得られる情報というのは、結局、こういった諸々の質問の中で、どこまで答えていただけるかという話とも関わってきますので、どうしても立ち入った話になると答えていただけない、あるいは調べてもなかなかわからないということで、不明の割合が高くなっておると思います。

○黒坂会長代理　例えば7ページの不明は、一番上に記載してあるということは、ご本人が恐らく回答したであろうということですか。ごみを集めてくる場所の26件のうちの不明。

○塩谷福祉活動支援担当課長　これにつきましては、私、聞き及んでいるところで言いますと、集めてくるというのは本人がおっしゃることはまずなくて、どちらかというと近隣の方から、「集めてきはるんですわ」というお話があつて初めて、集めてくるという情報が得られます。そうした場合、「どっから集めてきはるんでしょうね」という問いに対して、近隣の方が、「いや、ごみ置き場から拾てきはります」というのをご存じの場合もありますし、「よくわかりません」という場合もあります。ちょっとそのあたり、情報の出所によって、また割合がかわってくるかと思います。

○黒坂会長代理　1ページの、居住物件でないもの（店舗・空き家等）も含まれていると書いてあるんですが、これはどれぐらいの数、もしおわかりでしたら。わかる範囲で結構ですから。

○金箱事業管理課長　すいません。詳細までちょっと、この場でお答えできるデータ持ってませんので。また調べてご報告をさせていただこうと思います。

○黒坂会長代理　95件の中で、どの程度空き家というのがあるのかなというのが気になったものでして。

○金箱事業管理課長　空き家の状況、店舗の状況を確認して。

○福岡（雅）委員　　95件だったら。今回の。

○黒坂会長代理　　今回はどれぐらいあるのかなと。今回はないということですか。今回の95件には含まれていない。

○中野係長　　25年3月調べの時のものなので、今回のものではないです。

○金箱事業管理課長　　申しわけないです。

○黒坂会長代理　　あと1点だけ。先ほど山中委員もおっしゃったんですけど、今回、このようにきれいにまとめていただいたので出てきたと思うんですが、障がいの有無のあたりと認知症のあたり等々のところ、「迷惑をかけていることはわかっているが、居住者ではなにもできない」という場合と、ここにも書いてくださってますけれども、自分でごみを集めてくるケース等々で、また少し対応がかわってくるのかなというふうにやはり思います。すみません、長くなりまして。

○中川会長　　再びの質問でも結構ですし、ご意見でもかまいません。

私から追加でよろしいですか。先ほど来の委員の先生方のご質問に関連して、思いつきの順番ですけれども、調査といいますか、条例でいうところの6条の適用としての調査なのか、それともそこまでには別に示さない調査なのかというのはいかがですか。そこまでわかりますか。

○金箱事業管理課長　　今、会長からのご質問の、条例でいう調査ということを前提にまとめたわけではございません。ただ、前回、25年3月のときはアンケートという言葉を使いましたが、その延長的な形で、同じような調査をかけたということでございます。

○中川会長　　条例の執行ではないということですね。

○金箱事業管理課長　　そう考えていただいて結構です。

○中川会長　　もう1点は、ちょっと飛びますけれども、周辺住民・地域に対する影響。先ほど福山委員のほうからご質問ありましたが、経済的な支援といいますか、それ等のところで、後々その問題になったときに、代執行もそうですけれども、周辺等

に与える影響はどうかというのは大きく影響しますよね、生活環境の。難しいと思うんですけども、著しいというのとそれほどでもないという区別が、どういうふうにしているのかというのがあると思うんです。意見にわたるんですけども、そのへんを、いろんな悪臭とか、種類別にいろいろありますんでという課長さんのお話でもあったんですが、後々のために精査といいますか、してもらったらいかがかなというふうに思いました。

○塩谷福祉活動支援担当課長　　今ご指摘のあった点につきましては、経済的支援の判定の目安というところで、後ほどお時間ございましたら、その他ということで、またご議論願いたいと思っております。

○中川会長　　わかりました。

もう1点私から、私ばかりしゃべって申しわけございません。山中委員も黒坂委員もおっしゃっていたんですけども、先ほど部長さんからも最初のあいさつでありましたが、結局、福祉的な対応というのがまず前提にあらうかと思うんですね。前回から今回までの間に落ちたケース、先ほどカルテという言葉が出てきましたが、そっちのほうに回って対応していったのか、それともご自身で、何らか少し対応されたのか。高齢者で、お一人身で、少し守りに入ってられる方というのは、ご自身でなかなか積極的に対応できませんよね。そのへんでどのように解消していったのか、あるいは努力、区なりケアマネージャーを中心とした福祉関係の方が頑張られたのか。そういうの、若干関心がありますので。

今ここでどうのということでございますが、1年後、2年後になったら、そのへんがだんだんとデータとして分かってくると思いますので、披れきいただければ後々の審査のときにも役に立つと思うので、よろしく願いしたいなと思いました。

○金箱事業管理課長　　ありがとうございます。

先ほどの福岡委員、中川会長の意見、動いている案件のデータばかりでなしに、そこから解決したというか、最初あかんかった分について、それもどういうふうな内

容であったのか、分析することによって、またいろいろ事務に当然生かせると思います。それもちっとデータとして今後残していくような方法を考えていきたいと思います。

○中川会長　宿題ばかり申しわけございません。

どなたか、ほか、ございますでしょうか。

○福岡（雅）委員　防止策とか改善策とか、そういうのも考えられたらいいんじゃないかなと思いますので、せっかくこんな調査があったら。例えば、ひとり暮らしになられて、それがきっかけでゴミがたまっていくとか、前は大丈夫だったけれども、何かでこうなってしまうということもあるんじゃないかなと。ひとり暮らしになる前は誰かにやってもらってて、前からそのご本人はゴミ捨てはやったことがなかったとか。ゴミを出すということに対してのノウハウが全く身につけていなかったというようなこともあるんじゃない。それで1人になったら誰もやってくれなかったからたまってしまうとか。

何かそういうようなのが、もし調査とかやられて、多そうだなあとかいうことがあったとしたら、例えば出し方の教室というか、そういう方を何人か一緒に来てもらうなり訪ねるなりして、そういう人いっぱいいますよというところから、ちゃんというふうにしたら出せますよみたいなことをやって、防止だったり改善だったりにながっていくようになったらいいかなと。

これから高齢化していったって、予備軍がたくさんいらっしゃるんじゃないかと思うので、そういう1回もゴミ出したことがない、全部家族に任せてるみたいな人を早くつかまえて、ちゃんと1回ぐらい出してみましょみたいなこともやられたらどうかなと思います。

○塩谷福祉活動支援担当課長　はい、ありがとうございます。

やはり特定の家を定点観測している、例えば生活保護のケースワーカーですとか、介護保険のヘルパーさんなんかが入っている家であれば、少しずつ様子が変わってき

たな、足の踏み場がだんだんなくなってきたとか、委員からご指摘ありましたように、例えばご家族誰かが出ていかれたりお亡くなりになったら、目に見えて足の踏み場がなくなってきたというような部分からわかるのかなと思いますが、そういった関わりがないと、なかなか外からはわかりにくいというようなこともございます。

また、お話ありましたように、ごみの捨て方とか対応的な部分を除きまして、根本でどう振る舞っていいかわからないという方も確かにいらっしゃると思いますし、そのへんなかなか、日常のごみの分別あるいは捨て方という啓発プラスアルファのものがいるのかなと思います。この点は現場のほうとお話をさせていただければと思います。

○福山委員　もう1点聞きたいんですが、6ページにはごみの集積状況について、建物の中、敷地内、道路まではみ出していると、その3分類があって、9ページには具体的に住民の被害状況みたいなのが書かれているんですけども、これとの関わりで、実際に悪臭苦情とか衛生動物の苦情みたいなものに対し19件とあるんですが、こういうのはほとんど、建物の中でおさまっているよりも、外に出ていることが多いのかなと思うんです。そのへんの関わりはいかがでしょうか。

もし対策的にいろいろ指導していく面においては、建物の中におさまっている場合と外に出ている場合では、どちらを先に対策を進めていくのかなというご意見もちょっと聞きたいと思います。よろしくお願いします

○金箱事業管理課長　今のご指摘の中で、まず悪臭被害、ネズミ・ハエ等の害虫被害、今回については各区でアンケートをとってやっております。その中で、単に訪問して1回行ったときにたまたまということじゃなしに、周囲の状況で、継続的にあるとかないとかいうことを聞いた上で、こういうことを確認しないといけないのかなというところがあるかと思います。

家の中と家の外ということになりますと、やはりわかるのは家の外の案件というのが、例えば道路には出てないけれども家の前に、段ボールとか自転車の部品とか粗大

ごみの一部とかいうのがあるケースが多かろうかと思いますが、そういったものにつきましては、家の中でおさまっているところよりも外に出ている部分を何とかしないと、後ほどこちよと触れることになろうかと思いますが、表に出てれば当然可燃物があれば放火の恐れも十分考えられますので、そういうことで考えると、外に出ているごみがあるところの対応をまずするということが一つあると思います。

家の中にいても、周囲の方から、例えばネズミが家に来る、ゴキブリが家に来るということが当然申し出あると思いますんで、そこはあわせてやっていかないといけない。

一義的には今申したようなパツと見たところが、外に出てるもんがと思っておりますけれども、9ページ「通常生活上の支障」というのは、必ずしも外に出ている部分ばかりじゃないと思いますので、そこまでの分析を、先ほどしてないということも同じような言い訳になってしまうんですけれども、そういったことを踏まえて、この状況から「ごみ屋敷」として、家の中にあろうが外にあろうが、こういうことを解決していきたいなということで、区と状況を確認の上、それを経済的支援するのか、命令をするのか、審議会に諮っていく形になろうかなと思っております。

○福山委員 はい、わかりました。

○福岡（英）委員 民生委員の立場から身近な話なんですが、今、ごみ収集で、体の不自由な方、お年寄り等の方、ごみ出し制度をしていただいている。が、なかなか浸透してない部分があるので、それが「ごみ屋敷」になる部分は少ないですが、民生委員は研修の中で習っています。けれども、地域のいろんな団体にももう少し力を入れてPRしていただけたらと思います。

○金箱事業管理課長 はい、ありがとうございます。

7ページで、自分でごみが捨てられないというのがかなりあるというところで、ひとり暮らしのところに、先ほど福岡委員がおっしゃった、私どものごみ出しのサービスに行くっていうのは、なかなか今ちょっとやりづらいというか、ケアマネジャー

なり地域の方、身内の方なりの申し出があった場合に、そういうサービスを提供しているというのが実情でございます。したがって、委員のお話あったように、ひとり暮らしの方でゴミが捨てられないところについては、地域の関わりあいを持っている役員さんとかにご説明をするということは非常に大事なかなと思っております。それについても環境局の施策でございますので、きっちりとやっていきたいと思っております。

○中川会長 後ほど経済的支援についてご説明があるようなので、そのところでもまたお話していただくということで、次に進めたいと思います。よろしいでしょうか。

そうしましたら、次に、他都市状況などにつきましてご説明をお願いしたいと思います。

○金箱事業管理課長 資料で、資料ナンバー打っておりませんが、他都市の状況というA4一枚もの、表裏でご説明をさせていただきたいと思っております。

東京都足立区の状況につきまして、足立区のほうにお聞きをした内容でございます。ただ、足立区のほうで、表に勧告事例が3件、裏に経済的な支援事例が2件とあるんですが、個別のケースで、Aのケースはこういう方でとか、Bのケースはこういう方という形を教えてもらいたいということで問い合わせはしたんですけれども、個別の事案、個別状況ということで、まとめてはこういう形で報告というか、お示しはして、こういう会議で使っていただいてもいいが、1件1件の案件についてはということで回答いただきましたので、ちょっとわかりにくい資料になっておりますけれど、こちらに基づいて、時間の関係もございまして、説明させていただきます。

勧告事例というのは3件表にあるということで、要は、いろいろと現地に調査行ったり指導をしている中で、なかなか話では聞いてもらえないところに、文書で勧告を行った事例、そこまであるということで3件書かせていただいた。

認知方法は、したがっていろいろなケースがあると。近隣からもあれば、先ほど福岡委員からもございましたように、民生委員から相談もあると。地元自治会等から

も相談があると。福祉関係の地域包括センターからもあると。

勧告をした対象者ですが、家等の所有者、そういう方に対して行ったと。一戸建てであります。所得状況の関係ですが、税金については課税している方もいてるし、非課税の方もいてる。実態がよくわからないという方もあると。同居については、いてる方が勧告してますと。生活保護は3件とも受けていない。障がいの有無もなしと。あとの3点については調べてもはっきりしないということで。

勧告するまでにあたって、どのような指導を行っただかということで、上を書いてある生活環境適正化対策会議というのが、大阪市でいう、条例でいう対策会議に類似したものと考えていただいていいのかなと思いますが、それは5回開催した。ケース診断会議という、関係者が集まっていろいろ問題解決について意見交換を行っただというのが、14回開催した。勧告書通知を行うまで、話だけじゃなしに指導書という形の文書とかも行ってますよと。そういうことを繰り返し繰り返し行ってやっているということで、必ずしもルーティーンで、こうやってこうきたから勧告行いましたということじゃなしに、勧告というのは手段としていろいろやってますということで、最後4番目として、いろんなケース事例によってさまざまですということの回答がございました。

裏面に移っていただきますけれども、これは経済的支援の事例であります。この2ページが一番下から見ていただきますと、実績では、平成25年3月と平成26年2月、2回を合わせて101万4,000円、この「ごみ屋敷」の経済的支援ということでやってます。協力団体への謝礼は、3回やってますけれども、要は後片づけとかごみの運び出しとか、そういうことに地元の方とか協力していただけるボランティアの方への謝礼というのを、制度として持っておりますので、それを14万3,000円もらっていると。

中身については、3番の占有者ということで、40歳代と70歳代。これも個別の案件ということでお聞きしたんですが、まとめて報告させてもらいたいということな

ので。両方とも一戸建てのケースで、税金の納税状況は非課税、同居人はある、生活保護についても両方ともあるというような形の区分について経済的支援をやる。

5番目ですけれども、後ほど、足立区の紹介の後に触れさせていただきますが、経済的支援の基準というのは、特に具体のそういう基準案を設けておらず、個々のケースについて、この審議会と同様の審議会に諮って、そこで判断いただいているというのが足立区の例でございます。

もう少しきちんとした資料でまとめて思っていたんですが、個別の事情ということで、この情報のところにとどまっております。その点は非常にわかりにくいということで申しわけございません。簡単ですが以上でございます。

○中川会長 ありがとうございました。ご苦勞様です。

こういうご報告の中でのご質問・ご意見ということで、難しかろうとは思いますが、何かございましたら、委員の先生方、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。そうしたら、この点をご報告を受けたということで、ご苦勞様でした。

それでは、次第としましては、その他となっているんですが、先ほどちょっとお話ありました経済的支援についてご説明があるようですので、よろしくお願いいたします。

○塩谷福祉活動支援担当課長 改めまして失礼いたします。福祉局生活福祉部福祉活動支援担当課長の塩谷と申します。私のほうから経済的支援の審査基準につきましてご提案を申し上げたいと思っております。失礼して着席にてご説明させていただきます。

資料のご説明に入ります前に、前段のご案内ということで、当審議会の審議事項といたしまして、経済的支援と命令、代執行という3点ございます。この中で一番早く問題になりますのは経済的支援であろうかと考えております。また、区役所のほうでこういった堆積物の撤去を求めていく際に、まず本人の同意というのが基本でござい

ますが、次に問題になりますのは費用負担の問題であろうかと考えております。その際、審議会のご了承を前提としながらも、どういった場合に経済的支援することができて、どういった説明資料を整える必要があるのかというのを、あらかじめできるだけ明確化しておくことが、スムーズに進めていく上で必要なと考えております。

また審議会側におきましても、どういった点に着眼していただいて、さらにどういった資料でそれを確認していくかという点につきまして、あらかじめご意見をいただいて、委員の皆様と私ども、目線をそろえさせておいていただくことが、円滑に審議を進めていただく上で重要ではないかと考えて、ご提案をさせていただきたいと考えております。

この案につきましては、決してこの内容どおりしたいという固まったものではございませんので、お気づきの点などございましたらお示しをいただきまして、必要な修正につきましては今後とも加えていければと考えておりますので、よろしくご検討賜りますようお願いを申し上げます。

それでは資料のご説明に入らせていただきます。まず大きく2枚に分かれておりまして、1枚目、上段に、要件・審査資料・審査基準（案）となっておる分、これが基本的な部分で、左側の要件部分につきましては、経済的支援について条例で定めておりますのが、条例の第10条になります。同じくそれを制度化して私どものほうで内容を定めました経済的支援に関する要項というものがございます。お手元資料で別途つけさせていただいております。第3条と、あと必要な事項として、第9条のほうで定めを入れさせていただいております。

それぞれ文言に沿った形で、左側に要件を提示させていただきまして、それをどんな資料で確認するのかというのが真ん中、どういった形で判断していくかという基準（案）を右側に、それぞれ記載をさせていただいております。右側記載ないものにつきましては、審査資料があれば、特に議論の必要はないかなと考えておるものでございます。

順番にご説明させていただきます。

まず、建物等が不良な状態にあると認める場合。何が不良な状態かという問題は、後ほど別紙でご案内いたしますけれども、基本的には区役所からの報告、堆積者、地域の生活環境調査結果等からご判断をいただくことになろうかと思っております。

その次の、当該建物等に係る堆積者の近隣の住民の生活環境が著しく損なわれているという点につきまして、先ほど申し上げましたように、臭気・害虫・防火という3点で切り分けをいたし、害虫の中にはネズミ等も含まれております。臭気につきましては、区役所が依頼に基づきまして、環境局のほうで臭気測定にまいます。この数値で判断をしていこうと考えています。また害虫・防火等につきましては、区役所からの報告に沿って考えていきたいと考えておりますけれども、防火の点につきましては、資料の後ろのほうに資料②といたしまして、消防局の地域用リーフレット・チェックシートがございます。

放火されない環境づくりに取り組むための着眼点ということで、1枚めくっていただきますと、チェックシートがございます。この中で、例えば1番目の環境要因、人通りの多いところか少ないところか、明るいところかどうか、あるいは放火の発生のある・なしというようなところをチェックするようになっております。また、敷地・建物への侵入防止がどういった状況になっておるか。あるいは可燃物等が整理をされているかどうか。4番目、5番目、直接「ごみ屋敷」の問題にならないかと思っておりますので、主にはこの3点を着眼点として、放火の可能性等、火災発生の可能性については検討していければと考えております。この件につきましても、何を基準とするかにつきまして、詳細はまた後ほどご説明させていただきたいと思っております。

当該堆積者が経済的理由により自ら不良な状態を解消することが困難であると認めるとき。これにつきましては、後ほど要綱第3条のほうで詳しくご説明させていただきます。

当該堆積者の申請に基づくと、これは申請主義になっておりますので、申出につき

ましては、要綱第7条で、経済的支援の申請・同意書、あるいは資産・収入に関する申告書、親族に関する申告書、支援を行うに当たって必要な調査に関する同意書、その他市長が必要と認める書類をお渡しいただくように定めておりますので、こういったものを添えることによって、堆積者の意思確認についてはできるかと考えております。

ただし、第8条第1項の規定による命令を受けた堆積者が正当な理由なく当該命令に従わない場合にあっては、この限りではない。これ、除外条項でございますので、そういった例外規定に当てはまる事実がないかどうかという点は、過去の命令記録等で確認をしていけばいいかなと考えております。

詳細を定めています要綱第3条の関係につきまして、まず左側から申し上げますと、収入につきましては、世帯全員の直近の市町村民税非課税ということを要件とさせていただきたいと思っております、これにつきましては、世帯全員が市民税の状況につきまして、まず本人から申告をしていただいて、その申告内容に基づいて、区役所で市民税の税端末を持っておりますので、そちらでデータ確認をさせていただこうと考えております。また土地、建物その他の不動産を所有していないこと、ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではないということです、土地、建物その他の不動産を持っていないということにつきましては、今般本人の申告に基づいて、その上で固定資産税の課税状況を、この窓口サービス課の情報閲覧で確認させていただきます。ただし、生活保護の場合でも、非常に高価なものでなければ居住用家屋の保有というのは認めておりますので、これにつきましてはそこまで、例えば処分を求めるという必要はないかと考えております。

右横にも少し参考に書かせていただいておりますけれども、それ以外の場合でも、堆積者が現に居住の用に供していて、売却が困難な場合。あるいはまた後ほどご案内いたしますが、不動産担保型生活資金貸付制度、いわゆるリバースモーゲージというのがございます。そういった不動産を担保として生活資金を借りるという制度はござ

いますけれども、これも貸付要件に該当しない場合につきましてはお金を借りることはできませんので、こういった場合も含めて、特別の事情があると認めるときはこの限りではないという条項の中で整理をしていくべきと考えております。

資産の保有状況でございますが、当然お金があるときは自分でやってくださいとなるのですが、ここで今ご提案していますのは、単身世帯で150万円以下、複数世帯で200万円以下、これにつきましては、住宅支援給付という制度が全国的にございます。いわゆるリーマンショック後に、非正規職員などが雇い止めをされて、住むところがなくなってしまうというのに対して、生活保護に至る手前で緊急的に住居を確保してもらおうということで、発足された制度でございます。それにかかわって認められている現預金の限度額に、そういった堆積物の処分経費を加味して、算出させていただいた数字でございます。ただ、現に最低限度の生活維持のために活用されている資産その他市長が必要と認めるものを除くということで、これにつきましても、生活保護の制度等で認められているものにつきまして、除外していく必要があると考えております。

現預金につきましては、真ん中にごございますけれども、直近の預金残高を記帳した預金通帳の写し等で、ご本人から申告をしていただいて、区内の主要金融機関に照会をかけるというやり方を考えていますが、ただ、これは金融機関の任意の協力を求めて行うものですので、出さなければそれを法的に出させるというところまでの根拠ではございません。

具体的な事例といたしまして、右側に記載しておりますが、債権、証券等の資産など換金できる資産を保有していないということ。「ごみ屋敷」の堆積者の場合、精神的にいろんな課題をお持ちの方が多いと考えられますので、資産を売却することによって、例えば価値があるからといって、売却することによって堆積者の精神的負担増が懸念される場合。例えば家を引っ越してしまうと生活環境がかわってしまって精神的なストレスがかかる。あるいは価値はあるんだけど、ご家族の思い出の品みた

いな物は処分させるのは適当ではないといった事例が考えられます。

支援の回数につきましては、過去に支援を受けたことがないこと、ただし、特別の事情があると認めるときは、この限りではないと書かせていただいております。これにつきまして、基本的に区役所からの報告によるとということと、過去の経済的支援の履歴を確認いたしますけれども、ただし支援の合計額100万円以下ということであれば、経済的支援を受けた後に至る、生活環境が変化した、あるいは心身の状態が変化したといった、やむを得ない事情があった場合には認めていく必要があるかと考えております。

右側でございますが、具体的な例といたしまして、過去に受けた支援と今回新たに受ける経済的支援合計金額が100万円以下で、かつ、過去に受けた後に、そういった生活環境の変化等があつてやむを得ないという場合には、やはり認めていく必要があるかなと考えております。

裏面のほうに入らせていただきます。

同じく要綱の3条3項で、当該不良な状態にある建物等の所在地の校区等地域において形成された地域活動協議会、私ども地活協と呼んでおりますが、これに参画する市民活動団体の代表者その他これに準ずると市長が認める者から、これらの状態の解消を求める要望があると。地活協、町会ですとか、地域の社会福祉協議会ですとか、いろんな団体入っていただいておりますけれど、そういった団体から市長に対して、不良な状態を解消してくれという客観的な事実があるということを要件としております。これにつきましては、こういった要望書になるかと思いますが、そういった内容も区役所から報告いただくという形で判断をしていきたいと考えております。

また、最後の要綱の第9条でございますが、申請があつたときには、審議会の意見を聴いた上で、支援することが適当であると認めたときということで、最終的に適否の判断というものが入ります。適否の判断として、さまざまな要素があろうかと考えておりますが、右側に少し書かせていただいております。

支援の有効性ということで、経済的支援をすることによって、本当にちゃんと堆積物は片づくのかどうか。あるいは再発防止策がきちんと取られているかどうか。あるいは他の方法による解消の可能性がないのか、そういった部分についても検討した上で判断をしていく必要があろうかと考えておりまして、真ん中へ戻ります。

経済的支援の申請・同意書、資産・収入に関する申告書、親族に関する申告書、支援を行うに当たって必要な調査に関する同意書、その他市長が必要と認める書類。こういったものを加えて、区役所の報告によって、これら支援の有効性、再発防止策、他の方法による解消の可能性がないことを、それぞれ判断していく必要があるかと考えております。

長くなるので、いったんここで終わらせていただいてよろしいでしょうか。

○中川会長 はい、ありがとうございます。

今のこの経済的支援にかかる要件・審査資料・審査基準（案）について、ご質問・ご意見等ございましたら、お受けしたいと思います。いかがですか。

基本的なところですが、いろんな資料をご本人さんの申告、あるいはご本人さんから提出を受けるという形になっていますが、例えばいろんな証明関係は、担当者の方が代理人として、どない言うんですか、えらい細かい話ですけど、それともご本人さんに取ってもらうということなんでしょうか。それとも、何か職務上請求みたいな形をされるのでしょうか。

○塩谷福祉活動支援担当課長 基本的に申請といいますか、申出書のほうはご本人にまずやっていただかないといけないんですけれども、必要なもの、証明書類につきましては条例調査ということで、私どものほうで職権調査という形で、本人から調査の同意もいただいたということで、確認をさせていただこうと思っております。本人の申し出内容があくまでも正しいかどうかの裏づけを取らせていただくということを考えております。

○福岡（雅）委員 私もそれちょっと気になったんです。要するに、ごみをためて

しまうような、まあちょっと生活できないレベルの方が、こんな何かややこしい書類とかを、いろいろ出したり、作成することができるのかというのが、かなり疑問に思っていますので。そこは誰かがかわりにやってあげられるような仕組みというか、だからこそそのたぶん審査なので、だめだからかわりにやってあげてくださいも含めて、何か進めていけるような仕組みにしておかないといけないんじゃないかなと思います。

○塩谷福祉活動支援担当課長 ありがとうございます。

手続き部分について、例えば気のおける方といいますか、近隣にお住まいのご親族の方とか、手伝っていただくのは問題ないと思いますけれども、最終的な本人の意思の部分ですね。そもそも処分してしまっているのかどうか、家の中に立ち入ってもらっているのかどうか、この部分につきましては、やはり本人になりかわるということになりますと、厳格な判断ということにならざるをえないのかなと。ですから法定代理人等きちとした資格のある方に一定制限しておきませんと、結局あとになって、あれは捨ててもらっては困ると言われましても、ちょっと取り返しようないのかなという部分があります。

○中川会長 委員の先生、どんなご質問でも。

先ほどの私のご質問は、結局、これは本人に判断能力がある前提での支援だと思うんですけども、そういうところでトラブってもいけないので、職権がむしろいいのか、委任状をもらって本人のかわりとしてやっていいのかというのは、ちょっと今、即座にはお話というか、私の意見まとまりませんけれど。そのへんはしっかりやっていただきたいなというところで、ちょっと質問させていただいたところです。

何か先生方、ございます。

○山中委員 要綱第3条第1項の2番目の不動産と、(3)の資産と、(4)の支援の回数のところなんですけど、いずれもただし書きで、市長が認めた場合は、この限りではないと書かれていますが、具体的な考え方等お持ちでしたら、お聞かせを願いたいなと思います。

○塩谷福祉活動支援担当課長　土地、建物の保有につきましては、ちょっと説明飛ばしますけれども、1枚めくって言って、経済的支援（補足事項）というのがございます。生活保護の実施要領なんですけど、当該世帯の居住の用に供される家屋につきまして、こういったものについては引き続き保有してもらって結構ですよというのが生活保護の事例としてございます。

例えば※1のところで、判断が困難な場合は、総合的に検討を行うんだけど、目安としておおむね2,500万円程度、こういったものが一つの判断基準かなというふうに考えておりますし、またリバースモーゲージ、要保護者向け不動産担保型生活資金につきましては、その後ろに書いておりますが、65歳以上の高齢者世帯で評価額500万円以上の居住用不動産を有し、これを使わないと生活保護の需給が必要となると。こういった要件がございますので、このあたりが基本的な判断基準になるかと思っております。

現預金につきましては、ほぼ例外を認める必要はないかと思っておりますが、現預金及び金融商品ですね、債権等については、ほぼ例外を認める必要はないかと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、一般動産、貴金属等で、いわゆる仏具などはもともと課税対象にならないと優遇されておりますし、何らかの思い出の品があって、例えば指輪とか宝石等ですね、そういういったものは処分には馴染まないのかなと考えております。

支援の回数につきましては、基本的に考え方は真ん中の段でお示しさせていただいてますように、再発防止策を含めてもともと判断してはるはずなので、再発するというような事例につきましては、当然、さらなる再発という可能性は十分あると思われます。そうしますと、際限なく税を投入することになりかねませんので、一定限度額としてトータル100万円以下かつやむを得ない事情が、もともとあった事情だけではなしに、経済的支援を受けた後に、新たに必要とするような事情があったと客観的に確認できるとき、これにそれぞれ言及をする必要があると考えております。

以上でございます。

○中川会長 もしよろしければ、次の審査基準のところの案も読んでいただきましょうか。

○塩谷福祉活動支援担当課長 それでは、次のペーパーの審査基準（案）につきまして、先ほど見ていただいたうちの別紙の1から5という部分を詳しく整理をいたしました。

まず堆積物の内容・程度につきまして、堆積物の量と内容、態様も含めてになるかと思えますけれども、まず量的に、著しく多いのか、多いのか、少ないのか。著しく多いというのは屋外にあふれ出している状況、多いというのはあふれ出してはなくても生活空間を圧迫している状況。これにつきましては、多い以上が一つの判断基準かなと考えております。

また堆積物の内容につきましては、不良な状態を生じさせる物品がほとんどかどうか、半分以上なのか、わずかなのかということで、具体的には、ほとんどが生ごみ、汚物、危険物、危険物の中に可燃物も含めてよろしいかと思っておる、先ほどの放火の恐れ等考えますと。そういった危険物がほとんどである、あるいは半分以上であるという場合、これにつきまして、内容についても半分以上はそういった堆積物に問題があるということを、判断基準としていいのではないかと考えております。

2番目の不良な状態の内容・程度でございますが、悪臭、害虫、火災の危険性、その他と分けさせていただいておりまして、悪臭につきましては、程度が著しい、悪臭が発生している、このあたりにつきまして、臭気指数22以上あるいは10以上という形で線引きをさせていただいております。悪臭防止法で、近隣で非常に匂いがきついと通例考えられますのが臭気指数22以上、匂いが不快であると感じられるのは10以上ということでございますので、このへんbというのは一つの線引きかなと考えております。後ほどまた触れますが、右側にありますように、近隣といたしまして1つでもaがあれば、これはもう十分不良であろうと考えております。ただ、b以上で

あっても2つ以上当てはまれば、これは不良な状態であると考えていいのではないかなというのを、右側に書かせていただいております。

害虫につきましては、程度が著しいか、害虫が発生している状況。これにつきまして、容易に目視または客観的な記録等により確認ができるという状況を判断基準としております。先ほど環境局からもご説明ありましたように、害虫ですとかネズミにつきましては、行って、その場、その場で確認できるという極端な事例はあまりありませんで、とは言いながら集合住宅である近隣の方にとすると、しょっちゅう入ってくるかということは十分考えられますので、そういったものを近隣の方が客観的に記録を残しておられるということがあれば、その内容で判断をしていけるかと考えております。

火災の危険性につきましては、著しい危険性があるということで、著しいというのは建物の内外に堆積物等が山積しており、放火等でいつ火災が発生してもおかしくない状態。自然発火ということはあまり考える必要もないかと思っておりますので、放火等というのが一つの判断基準かなと考えております。またbとしましては、堆積物に火災が発生する蓋然性が高い状態を判断基準にしたいと思っております。その他といたしまして、その他というのはどれぐらいあるのか、あまり具体的な想定はできていないんですが、積み上がった堆積物が、燃えはしないんだけど、敷地境界を越えて隣に入り込んでくるというような、倒れて入り込んでくるというようなケースもあると考えておりますので、そういった場合につきましては一般的な事情になってまいります、受認限度を判断基準として、やはりとんでもない場合には、支援をしてでも片づけていく必要があるのかなと考えております。

裏面に入らせていただきます。

近隣住民の被害状況という部分でございますが、著しく苦痛を感じている、苦痛を感じているという部分で、具体的に苦痛を訴える声が頻繁・広範に出ているか、あるいは声が出ているかということで言いますと、少なくとも何らか近隣住民からの苦痛

を訴える声というのは、出ていることは必要かなと考えております。

支援の有効性につきましては、先ほども申し上げた経済的支援自体の有効性と再発防止策の有効性、2つの観点が必要と考えておりまして、経済的支援の有効性につきましては、非常に効果があるというのは、不良な状況を原因の根本から解消することができる、あるいは効果があると思込まれるというのは、受認限度程度まで減じることができるというのを考えております。なぜこういった書き方になるかといいますと、100万円という金額制限がございますので、本人の同意のことも含めて、一部しか片づけてあげられないという場合があります、基本は根本解消なんですけれども、必ずしもできるとは限らないということで、こういった書き方をさせていただいております。

また再発防止策の有効性につきましては、これは将来の予見で、しかもかつてそういったいわゆる「ごみ屋敷」をつくりあげた人の行動ですので、予見の可能性って非常に難しいんですけれども、それによって社会通念上再発の可能性がほとんどないというところまでケアが行き届いているかどうか。あるいは再発可能性を一定押さえられるかどうかということで、少なくとも小さくできるということは、要件として必要かなと考えております。

最後に、支援の実施の妥当性の部分でございますが、観点としていろいろと書かせていただいています。資産や不動産の処分・リバースモーゲージ利用等、何らか対応を、自力なり親族等の支援によって対応ができるというのであれば、当然それによっていただくということで、そういった可能性がないかどうか、この部分につきまして判断が必要かと考えております。収入・資産につきましてはこれですが、本人の収入・資産に限らず、そういった親族等の支援も含まれます。そういったものを含めて、何とか自費撤去あるいは自力撤去ができるという場合には、支援の必要はないと考えております。

以上でございます。

○中川会長 委員の先生方、ご質問・ご意見等ございましたらどうぞ。

○黒坂会長代理 かなり細かいことなのであれなんですけれども、例えば不良な状態の内容程度のもので、先ほど建物の倒壊の恐れ、数件ですがありますよね。そういったところはどれに、その他になるんですか。

○塩谷福祉活動支援担当課長 建物の倒壊の恐れにつきましては、いわゆる「ごみ屋敷」条例そのものよりも、建築基準法の範疇になってまいりますので、法律で定めがございますから、そちらのほうを優先的に適用して対応する形になります。

○黒坂会長代理 例えばここに入らないっていうふうに考える。

○塩谷福祉活動支援担当課長 基本的に「ごみ屋敷」条例の射程外ということになります。

○黒坂会長代理 むしろそちらのほうで早めということですね。

それから、気になったのが、近隣住民から苦痛を訴える声が頻繁・広範に出ていると書いてあるんですけれども、頻繁と広範というのはここで両方、細かいことなのでまだ精査できてないとは思いますが、両方必要なのか、それともどちらかなのか、頻繁と広範って結構違うものかなと思ったり。

○塩谷福祉活動支援担当課長 基本は頻繁だと思います。ただ、地域的な広がりを持っているということであれば、非常に影響が大きいということがあり得ると思っておりますので、少なくとも頻繁または広範ということで一定判断していく必要があると考えております。

○黒坂会長代理 「または」ということですね。

○中川会長 ほか、先生方。

○福山委員 私は悪臭のほうの専門なんですけど、悪臭の基準だけが数値化されて a b c のランクがついているんです。臭気指数というのは皆さんご存じじゃないかもわかりませんが、無臭の空気そのガスを希釈したときの希釈倍数の対数に掛ける 10 なんです。そういうことありますので、臭気指数 10 から 22 というの

は、これは悪臭防止法で敷地境界の規制値として、住居地域であれば10、工業専用地域であれば22とか、そういうふうな感じで決められているんです。臭気指数をはかるというのも、民間にそれを委託すると1件7万円ぐらいは取られるので、1つやるのに1カ所ではすまないでしょうから、結構お金がかかることになるんじゃないかと思います。

もう一つ思ったのは、22というのはかなり強い臭いでありまして、希釈倍数130倍ぐらいに希釈したときに匂いが消えるというもので、通常どこの自治体においても、22の臭気指数を敷地境界で適用しているところは非常に少ないというようなことから、決めるとしても18とか20ぐらいが適当じゃないか、22よりも20ぐらいのほうが適当じゃないかと。20であれば100倍です。10と20にするのが、数値化でするならそれいいと思うんですけども、お金のかかる話ですから。

私が思うには、6段階臭気強度表示法というのがあって、012345に分かれているんですが、臭気強度4というのは強く臭うというものなんです。臭気強度3というのははっきりと臭うという段階なので、aを臭気強度4以上、bを臭気強度3から4の間、cは臭気強度3未満というふうな感じにしたほうが。臭気強度であれば、民間の分析機関に分析を依頼するんじゃなしに、職員が行ったときでも数名で平均値取れば、ある程度臭気強度はどのぐらいであるかというふうな、簡単な数値化ですけれどもできますから、臭気指数の測定よりは自分の鼻で、何の道具も使わずに測定できる、そのほうがいいかなとちょっと思いました。

その下の害虫ですけれども、害虫の中にはネズミも含まれると思うんです。ネズミの生息数みたいなものも、専門でやられている方があって、大阪市でも環境科学研究所ってありますが、そこで専門家の衛生動物の方がおられるんです。ああいう方がやられる時は、かごを5個ぐらいそのへんに置いて、ネズミをとらまえるものなので、中に油揚げとかちよつとした揚げ物とか吊らくってるんですけども、10個備えたら2、3日後にそのうち何個入るかというので、大体のネズミの密度とかも、数値化し

ようと思ったらそういうことでも調べることができますし、蚊とかハエでも捕虫網を何回振った時に何匹入るかとか、そんなことでもできるんですけれども、なかなかこれも、実際に専門家に頼んだらお金のかかる話なので。

この表現ではちょっと、先ほど言われたように、行った時にパッと、「ああ、ネズミが本当にいそうだな」とか、その感じだけでしか見れないので、ちょっとあやふやかなという疑問、感想として思ったんですけれども。仕方ないかなということも思いました。

以上、この3と4は私の担当なので、少し意見を述べさせてもらいました。

○中川会長 ありがとうございます。

ご参考にしていただいて。先生のお話です。

○塩谷福祉活動支援担当課長 ありがとうございます。

このあたり、私どもある程度関係先のご意見等いただいた上でつくったつもりなんですけども、もう少しそのあたり掘り下げていきたいと思います。ありがとうございます。

○中川会長 ほか何か、委員の先生方、ございますか。

○山中委員 A4に縮小されている資料は少し見にくいので、次回からA3判でお願いします。

○中川会長 一つだけ、ちょっとつまらん質問かもしれませんが、親族って言葉出てきますが、具体的にどのぐらいの範囲を想定されているんですか。何かもしあれば。何かの別の基準をもってきているとかいうことであれば、そういうことでもいいです。

○塩谷福祉活動支援担当課長 当然ながら、同居の親族であれば、相互扶養義務がありますので。それはもう当然みてくださいということなんですけれども、それ以外の部分につきましては、やってくださいということは当然には言えないので、あくまでも任意の中で、いくら親族関係薄くても、任意の中でみていただくというのであ

ればみていただくべきだと思いますし、例えば親兄弟であっても知らんと言われてしまったら、それを強制するすべはないと考えております。

○中川会長　現実問題として、別居して離れている親族の方、親御さんであっても関わりたくないという、そういうケースがこういったことになる可能性も高いでしょうから。

○塩谷福祉活動支援担当課長　そうですね。そういった、本当に親族からも疎遠になっている方というのが、こういった「ごみ屋敷」にやはり近づきがちなと考えております。

○中川会長　ありがとうございます。

ほか、何かございますでしょうか。委員の先生方、よろしいですか。

それでは、一応質問と意見等これで終えまして、以上をもちまして、本日の会議を終了とさせていただきますと思います。

委員の先生方皆様にはご協力いただき、誠にありがとうございました。

司会のほうに返します。担当のお二人、ありがとうございました。

○事務局（松井代理）　本日は、会長はじめ委員の皆様方には、大変お忙しいところ、ご審議を賜りありがとうございました。

以上をもちまして、第2回大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する審議会は閉会とさせていただきます。

なお、次回の審議会につきましては、追って事務局より調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

本日はどうもありがとうございました。

○中川会長　ありがとうございました。

閉会　午後4時33分